

平成12年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

〔平成12年3月24日〕
建設省住備発第41号
建設省住整発第26号
建設省住市発第13号
建設事務次官通知

平成12年度における公営住宅法（昭和26年法律第193号）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる建設大臣の定める標準建設費その他の額は、次のとおりとする。

第1 標準建設費等の種類と構成

本通知において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額に第13により算出した附帯事務費を加えた額を第14の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第7条第4項（第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
	公営住宅法第8条第5項に規定する標準建設費	共同施設の建設等に要する費用	第3により算出した共同施設工事費の額
		公営住宅の建設に要する費用	第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
	公営住宅法第8条第5項に規定する標準補修費	共同施設の建設に要する費用	第3により算出した共同施設工事費の額
		第5により算出した補修工事費の額	
	公営住宅法第8条第5項に規定する標準宅地復旧費	第6により算出した宅地復旧工事費の額	
	公営住宅法第9条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額	
	公営住宅法第9条第6項（第10条第2項において準用する場合を含む。）に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額	

特定目的借上公共賃貸住宅	特定目的借上公共賃貸住宅供給事業補助要領（平成7年4月1日付け建設省住備発第13号）第4第1項第2号ハに規定する標準工事費	第2及び第4により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅及び買取特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅供給促進事業補助要領（平成5年7月30日付け建設省住建発第116号）第4第1項第5号ハに規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者向け優良賃貸住宅補助要領（平成10年4月8日付け建設省住建発第40号）第8第3項に規定する標準工事費	第2及び第3により算出した主体附帯工事費及び共同施設工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
小集落地区等改良事業	小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年4月5日付け建設省住整発第26号）第4第3項に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
小規模住宅地区等改良事業	小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年4月1日付け建設省住整発第46号）第13第1項第1号に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年3月19日付け建設省住整発第25号）第16第8項に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
密集住宅市街地整備促進事業のうちの地区整備事業及びコミュニティ住宅建設事業	密集住宅市街地整備促進事業等補助金交付要領（平成6年6月23日付け建設省住市発第48号）第3第2項に規定する建設大臣の定める額	第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額

住宅市街地整備総合支援事業のうちの従前居住者用賃貸住宅建設事業及び従前営業者用賃貸施設建設事業	住宅市街地整備総合支援事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け建設省住市発第15号）第4第4号に規定する建設大臣の定める額	従前居住者用賃貸住宅の建設に要する費用	第2により算出した主体附帯工事費の額
		従前営業者用賃貸施設の建設に要する費用	第12により算出した賃貸施設工事費の額

第2 主体附帯工事費

1 主体附帯工事費

(1) 主体附帯工事費（高齢者向け優良賃貸住宅に係るものを除く。）は、住宅の戸数に、別表第1の（その1）又は（その2）に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

（1戸当たり主体附帯工事費）

= (別表第1 (その3) に掲げる主体附帯工事基本額)

+ (別表第1 (その3) に掲げる主体附帯工事費面積係数) × (1戸当たり平均面積)

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1 (その1) に定める1戸当たり標準床面積（以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。）を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。

また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1 (その3) に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1,355,000円以内又は、2,665,000円以内で建設大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合（高齢者向け優良賃貸住宅を除く。）

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44m²をえたものを1戸当たり標準床面積に44m²をえたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、建設大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{Bi'}{Bi} Ci \cdot Ai$$

ただし、 $D > \sum Ci \cdot Ai$ のときは $\sum Ci \cdot Ai$ とする。

D : 主体附帯工事費

Bi : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44m²を加えたもの

Bi' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44m²を加えたもの

Ci : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

Ai : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

- (2) 高齢者向け優良賃貸住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造の高齢者向け優良賃貸住宅で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、建設大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum (Bi + Pi \times Si) \cdot Ai$$

ただし、 $D > \sum Ci \cdot Ai$ のときは $\sum Ci \cdot Ai$ とする。

D : 主体附帯工事費

Bi : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

Pi : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

Si : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

Ai : 構造別ごとの高齢者向け優良賃貸住宅の戸数

Ci : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

- (3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、密集住宅市街地整備促進事業については、「団地」とあるのは「事業地区」とする。

- (4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合(同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。)において、建設大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で建設大臣の決定した額を加算した額とする。

- (5) 北海道において燃料庫を設ける場合(従前居住者用賃貸住宅を除く。)

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1(北海道)に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費(高齢者向け優良賃貸住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費)に

282,000円(燃料庫の床面積が3.3m²未満のときは、282,000円に当該燃料庫の床面積を3.3m²で除した数値を乗じて得た額)を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、建設大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、建設大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、建設大臣が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、建設大臣が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第2の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅(地上階数2以下の住宅をいう。)、中層住宅(地上階数3以上5以下の住宅をいう。)及び高層住宅(地上階数6以上の住宅をいう。)の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乗じる数値
低層住宅	100分の20
中層住宅	100分の30(ただし、階段室型住棟のものにあっては100分の25)
高層住宅	100分の30

第8 施設工事費

施設工事費は、建設大臣が決定した額とする。

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費(発生材の価格を控除したもの)をいう。以下同じ。),除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、密集住宅市街地整備促進事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅(当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。)の買取に要する費用の1m²当たりの額(その額が124,000円を超える場合にあっては、124,000円)に買取する不良住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等

の除却工事に要する費用の1m²当たりの額（その額が、木造住宅の除却工事で23,000円を超える場合にあっては23,000円、非木造住宅の除却工事で33,000円を超える場合にあっては33,000円）に除却する不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及び他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

1戸当たり建設用地取得費限度額表 (単位：千円)

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－I	大都市－II	その他
限 度 額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注1) 地域区分の大都市－I及び大都市－IIは、それぞれ別表第4のその1及びその2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－I及び大都市－IIの区域以外の区域とする。

注2) DIDの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあっては大都市－IIの限度額を、大都市－IIの区域内の用地にあっては大都市－Iの限度額を、大都市－Iの区域内の用地にあっては大都市－特の限度額を適用する。

注3) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注4) 注3に掲げる区域内で、かつ、DID区域内である区域内においては、注2及び注3にかかわらず大都市－特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が2,297,000円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類の項各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の項各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数を勘案して建設大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、密集住宅市街地整備促進事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	1,840	2,020	2,130	2,310	2,430

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が1,000,000円を超える場合にあっては、1,000,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が470,000円を超える場合にあっては、470,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用

ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用（当該費用が1,620,000円を超える場合にあっては、1,620,000円）

ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）

ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

第12 貸貸施設工事費

1 貸貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当

する別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y_i'}{Y_i} \cdot Z_i$$

X：賃貸施設工事費

Y_i：別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y_{i'}：当該施設の補助対象床面積

Z_i：別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費

（iは、構造別を示す添字である。）

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(16)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、建設大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,540,000円以下、(9)については1施設当たり677,000円以下、(16)については1施設当たり1,332,000円以下で建設大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 附帯事務費

附帯事務費は、第2から第12までの規定により算出した各費用を基に、別表第6に掲げる算出方法により算出した額とする。

第14 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した各費用に第12の規定により算出した附帯事務費を加算した額は、国の補助率が2分の1の場合にあっては2で、3分の1又は3分の2の場合にあっては3で、5分の2の場合にあっては5で、4分の3の場合にあっては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等に係る主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、特定目的借上公共賃貸住宅、改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、コミュニティ住宅及び從前居住者用賃貸住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その4による。

(北海道、沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)				
			II	III	IV	V	
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	74.7	15,320	14,420	13,850	13,810	
			—	11,800	11,340	—	
			12,020	11,310	10,870	—	
			11,660	10,970	10,540	10,510	12,840
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	79.3	16,150	15,290	14,780	14,730	
			—	12,640	12,210	—	
			12,850	12,170	11,750	—	
			12,470	11,810	11,410	11,370	13,980
耐火構造平家建	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	74.7	17,110	16,070	15,450	15,440	
			—	12,580	12,100	—	
			12,790	12,010	11,550	—	
			12,210	11,470	11,030	11,020	13,490
耐火構造2階建	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	79.3	17,330	16,410	15,840	15,830	
			—	13,520	13,050	—	
			13,780	13,050	12,600	12,150	
			13,310	12,600	12,170	14,880	
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	85.5	16,060	15,290	14,810	14,780	
			—	13,270	12,860	—	
			13,460	12,820	12,420	—	
			12,890	12,270	11,890	11,860	15,250
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	94.0	17,650	16,810	16,290	16,250	
			—	14,590	14,140	—	
			14,800	14,090	13,660	—	
			14,170	13,490	13,070	13,040	16,760
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	85.5	16,500	15,680	15,190	15,180	
			—	13,620	13,200	—	
			13,850	13,170	12,760	—	
			13,210	12,550	12,160	12,150	15,560
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	94.0	18,140	17,240	16,710	16,690	
			—	14,970	14,510	—	
			15,230	14,470	14,030	—	
			14,520	13,800	13,370	13,360	17,100
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	85.5	16,300	15,420	14,900	14,800	
			—	13,280	12,830	—	
			13,540	12,810	12,370	—	
			12,860	12,170	11,760	11,750	15,040
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	94.0	17,920	16,950	16,380	16,360	
			—	14,600	14,100	—	
			14,880	14,080	13,600	—	
			14,140	13,380	12,930	12,910	16,530
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	101.1	19,220	18,330	17,790	17,780	
			—	15,220	14,780	—	
			17,050	16,270	15,790	—	
			14,960	14,270	13,850	13,840	18,260
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	101.1	20,260	19,410	18,900	18,880	
			—	15,740	15,330	—	
			17,670	16,920	16,480	—	
			15,230	14,590	14,210	14,190	18,730
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	101.1	20,640	19,850	19,370	19,350	
			—	17,120	16,700	—	
			18,720	18,060	17,560	—	
			16,910	16,260	15,860	15,850	20,920
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	101.1	21,880	21,100	20,640	20,620	
			—	18,190	17,800	—	
			19,840	19,130	18,720	—	
			17,930	17,280	16,910	16,890	22,300
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	特別 大都市 多雪寒冷 般美 奄美	105.6	30,180	29,290	28,800	28,770	
			—	22,600	22,220	—	
			25,510	24,750	24,340	—	
			21,120	20,500	20,160	20,140	24,770

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別	76.3	13,440
	一般		12,520
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	80.9	13,740
	一般		13,060
耐火構造平家建	特別	76.3	14,300
	一般		13,630
耐火構造2階建	特別	80.9	14,710
	一般		14,030
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	87.1	14,590
	暖房設備付		85.5
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	16,890
	暖房設備付		94.0
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	87.1	14,960
	暖房設備付		85.5
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	17,460
	暖房設備付		94.0
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	87.1	14,710
	暖房設備付		85.5
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	95.6	16,420
	暖房設備付		94.0
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	102.7	14,780
	暖房設備付		101.1
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	102.7	17,940
	暖房設備付		101.1
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	102.7	16,590
	暖房設備付		101.1
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付	102.7	19,220
	暖房設備付		101.1
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	107.2	23,710
	暖房設備付		105.6

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	11,450
木造2階建及び準耐火構造2階建	79.3	12,770
耐火構造平家建	74.7	12,820
耐火構造2階建	79.3	13,610
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,620
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	16,070
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,920
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	94.0	16,410
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,650
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	94.0	15,010
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	101.1	15,180
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	101.1	17,110
高層耐火構造 (地上階数12~)	101.1	18,340

○その2 特定優良賃貸住宅等に係る主体附帯工事費

- 注1) この表は、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅及び買取特定公共賃貸住宅に適用する。
- 注2) 地区区分及び地域の区分は、その4による。

(北海道、沖縄以外の地域)

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積(m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)				
			II	III	IV	V	
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	81.3	16,650	15,690	15,060	15,030	
			—	12,840	12,330	—	
			13,080	12,300	11,820	—	
			12,660	11,940	11,460	11,430	
			—	—	—	13,950	
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	85.9	17,490	16,560	15,990	15,930	
			—	13,680	13,200	—	
			13,890	13,170	12,720	—	
			13,500	12,780	12,330	12,300	
			—	—	—	15,120	
耐火構造平家建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	81.3	18,600	17,460	16,800	16,800	
			—	13,680	13,140	—	
			13,890	13,050	12,570	—	
			13,260	12,480	12,000	11,970	
			—	—	—	14,670	
耐火構造2階建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	85.9	18,750	17,760	17,130	17,130	
			—	14,640	14,130	—	
			14,910	14,130	13,620	—	
			14,400	13,650	13,170	13,140	
			—	—	—	16,110	
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	92.1	17,280	16,440	15,930	15,900	
			—	14,280	13,830	—	
			14,490	13,800	13,380	—	
			13,860	13,200	12,780	12,780	
			—	—	—	16,410	
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	100.6	18,870	17,970	17,430	17,370	
			—	15,600	15,120	—	
			15,840	15,060	14,610	—	
			15,150	14,430	13,980	13,950	
			—	—	—	17,940	
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	92.1	17,760	16,890	16,350	16,350	
			—	14,670	14,190	—	
			14,910	14,160	13,740	—	
			14,220	13,500	13,080	13,080	
			—	—	—	16,740	
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	100.6	19,410	18,450	17,850	17,850	
			—	16,020	15,510	—	
			16,290	15,480	15,000	—	
			15,540	14,760	14,280	14,280	
			—	—	—	18,300	
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	92.1	17,550	16,590	16,020	16,020	
			—	14,280	13,800	—	
			14,580	13,770	13,320	—	
			13,830	13,080	12,660	12,630	
			—	—	—	16,170	
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	100.6	19,170	18,120	17,520	17,490	
			—	15,600	15,090	—	
			15,900	15,060	14,550	—	
			15,120	14,310	13,830	13,800	
			—	—	—	17,670	
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	107.7	20,460	19,500	18,930	18,930	
			—	16,200	15,720	—	
			18,150	17,310	16,800	—	
			15,930	15,180	14,730	14,730	
			—	—	—	19,440	
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	107.7	21,570	20,670	20,130	20,100	
			—	16,770	16,320	—	
			18,810	18,000	17,550	—	
			16,200	15,540	15,120	15,090	
			—	—	—	19,950	
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	107.7	21,990	21,120	20,610	20,580	
			—	18,210	17,790	—	
			19,920	19,170	18,690	—	
			18,000	17,310	16,890	16,860	
			—	—	—	22,260	
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	107.7	23,280	22,470	21,960	21,960	
			—	19,380	18,960	—	
			21,120	20,370	19,920	—	
			19,080	18,390	18,000	17,970	
			—	—	—	23,730	
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 美	112.2	32,040	31,110	30,570	30,540	
			—	24,000	23,580	—	
			27,090	26,280	25,860	—	
			22,440	21,750	21,390	21,390	
			—	—	—	26,310	

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり標準床面積(m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費(千円/戸)
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別	82.9	14,580
	一般	82.9	13,590
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	87.5	14,850
	一般	87.5	14,100
耐火構造平家建	特別	82.9	15,510
	一般	82.9	14,790
耐火構造2階建	特別	87.5	15,900
	一般	87.5	15,150
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	93.7	16,530
	暖房設備付	92.1	15,690
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	16,980
	暖房設備付	100.6	16,110
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	93.7	18,030
	暖房設備付	92.1	17,610
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	93.7	17,100
	暖房設備付	92.1	16,080
中層耐火構造 (地上階数4階)	燃料庫付	93.7	17,550
	暖房設備付	92.1	19,200
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	93.7	15,810
	暖房設備付	92.1	14,850
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	102.2	16,230
	暖房設備付	100.6	15,270
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	109.3	17,720
	暖房設備付	107.7	16,050
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	109.3	19,080
	暖房設備付	107.7	17,640
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	109.3	19,380
	暖房設備付	107.7	17,910
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付	109.3	20,280
	暖房設備付	107.7	18,750
高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	113.8	20,430
	暖房設備付	112.2	22,380
	暖房設備付	112.2	20,670
	暖房設備付	112.2	27,210
	暖房設備付	112.2	27,570
	暖房設備付	112.2	25,500

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	12,450
木造2階建及び準耐火構造2階建	85.9	13,830
耐火構造平家建	81.3	13,950
耐火構造2階建	85.9	14,730
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,720
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17,190
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	92.1	16,050
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	100.6	17,550
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,700
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	100.6	16,050
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	107.7	16,140
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	107.7	18,210
高層耐火構造 (地上階数12~)	107.7	19,530

○その3 高齢者向け優良賃貸住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、高齢者向け優良賃貸住宅に適用する。

注2) 地区区分及び地域の区分は、その4による。

(北海道、沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費 基本額(千円/戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円/m ²)				
		II	III	IV	V	II	III	IV	V	II	III
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,680 — 4,456 4,321	5,346 4,376 4,194 4,067	5,135 4,204 4,029 3,907	5,120 — — 3,895	129 — 101 98	121 99 95 92	117 96 92 89	116 — — 89	120 119 116 108	116 — — 89
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,764 — 4,585 4,450	5,458 4,509 4,341 4,214	5,273 4,356 4,195 4,071	5,258 — 4,989 4,759	131 — 104 101	124 102 99 96	120 99 95 93	117 116 113 111	120 119 116 111	119 — — 111
耐火構造平家建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	6,341 — 4,740 4,526	5,957 4,663 4,453 4,252	5,728 4,484 4,281 4,088	5,722 — — 4,084	144 — 108 103	135 106 101 97	130 102 97 93	130 — — 114	130 129 127 114	130 — — 114
耐火構造2階建	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	6,184 — 4,919 4,750	5,856 4,826 4,658 4,498	5,653 4,658 4,496 4,342	5,647 — — 4,337	141 — 112 108	133 110 106 102	128 106 102 99	128 — 99 99	128 127 126 121	128 — — 121
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,456 — 4,575 4,379	5,194 4,509 4,355 4,169	5,033 4,369 4,220 4,039	5,023 — — 4,031	124 — 104 100	118 102 99 95	114 96 92 92	114 — — 92	114 113 — 118	114 — — 114
中層準耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,629 — 4,720 4,518	5,359 4,652 4,493 4,301	5,193 4,507 4,354 4,167	5,182 — — 4,159	128 — 107 103	122 106 102 98	118 102 99 95	118 — — 95	118 117 116 121	118 — — 121
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,607 — 4,707 4,488	5,328 4,628 4,473 4,264	5,163 4,484 4,335 4,132	5,158 — — 4,128	127 — 107 102	121 105 102 97	117 102 99 94	117 — — 94	117 116 115 120	117 — — 120
中層耐火構造 (地上階数3階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,784 — 4,857 4,630	5,497 4,774 4,615 4,400	5,326 4,626 4,472 4,263	5,321 — — 4,259	131 — 110 105	125 109 105 100	121 105 102 97	121 — — 97	121 120 119 124	121 — — 124
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,537 — 4,599 4,370	5,238 4,512 4,351 4,135	5,061 4,359 4,204 3,995	5,056 — — 3,991	126 — 105 100	119 103 99 94	115 99 96 91	115 — — 91	115 114 113 116	115 — — 116
中層耐火構造 (地上階数4~5階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,712 — 4,745 4,509	5,404 4,655 4,489 4,266	5,221 4,497 4,337 4,122	5,216 — — 4,117	130 — 108 102	123 106 102 97	119 102 99 94	119 — — 94	119 118 117 120	119 — — 120
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	5,828 — 5,172 4,536	5,558 4,616 4,932 4,326	5,396 4,481 4,789 4,200	5,391 — — 4,196	132 — 118 103	126 105 102 98	123 102 99 95	123 — — 95	123 122 121 126	123 — — 126
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	6,144 — 5,357 4,618	5,886 4,774 5,132 4,425	5,731 4,648 4,997 4,308	5,726 — — 4,304	140 — 122 105	134 108 117 101	130 106 114 98	130 — — 98	130 129 128 129	130 — — 129
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	6,260 — 5,676 5,128	6,019 5,191 5,458 4,931	5,872 5,064 5,325 4,811	5,866 — — 4,806	142 — 129 117	137 118 124 112	133 115 121 109	133 — — 109	133 132 131 144	133 — — 144
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	6,635 — 6,016 5,436	6,397 5,517 5,801 5,241	6,260 5,398 5,676 5,128	6,253 — — 5,123	151 — 137 124	145 125 132 119	142 123 129 117	142 — — 116	142 141 139 154	142 — — 154
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	特別 大都市 多雪寒冷 一般 奄美	8,877 — 7,503 6,213	8,614 6,647 7,281 6,029	8,470 6,536 7,159 5,928	8,462 — — 5,922	202 — 171 141	196 151 165 137	193 149 163 135	192 — — 135	192 191 166 166	192 — — 166

(北海道)

構造別	地区別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び 準耐火構造平家建	特別	4,917	112
	一般	4,580	104
木造2階建及び 準耐火構造2階建	特別	4,842	110
	一般	4,599	105
耐火構造平家建	特別	5,229	119
	一般	4,984	113
耐火構造2階建	特別	5,184	118
	一般	4,941	112
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,165	117
	暖房設備付	4,896	111
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,362	122
	暖房設備付	5,086	116
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,322	121
	暖房設備付	5,048	115
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,534	126
	暖房設備付	5,247	119
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,339	121
	暖房設備付	5,021	114
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,548	126
	暖房設備付	5,216	119
中層耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,504	125
	暖房設備付	5,174	118
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	5,724	130
	暖房設備付	5,381	122
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	4,936	112
	暖房設備付	4,640	105
中層耐火構造 (地上階数4~5階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	5,123	116
	暖房設備付	4,817	109
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	5,085	116
	暖房設備付	4,783	109
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	燃料庫付	5,284	120
	暖房設備付	4,969	113
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	4,796	109
	暖房設備付	4,434	101
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	燃料庫付	4,948	112
	暖房設備付	4,574	104
高層耐火構造 (地上階数12~13階)	燃料庫付	5,381	122
	暖房設備付	4,975	113
高層耐火構造 (地上階数14~19階)	燃料庫付	5,523	126
	暖房設備付	5,103	116
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	5,723	130
	暖房設備付	5,292	120
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	5,865	133
	暖房設備付	5,421	123
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	6,236	142
	暖房設備付	5,765	131
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	6,372	145
	暖房設備付	5,891	134
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	7,463	170
	暖房設備付	6,901	157
超高層耐火構造 (地上階数20階~)	燃料庫付	7,636	174
	暖房設備付	7,060	160

(沖縄)

構造別	1戸当たり 標準床面積 (m ² /戸)	1戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び 準耐火構造平家建	4,246	96
木造2階建及び 準耐火構造2階建	4,558	104
耐火構造平家建	4,753	108
耐火構造2階建	4,856	110
中層準耐火構造 (地上階数3階) (片廊下型以外の住棟)	4,967	113
中層準耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	5,125	116
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型以外の住棟)	5,070	115
中層耐火構造 (地上階数3階・片廊下型の住棟)	5,231	119
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型以外の住棟)	4,638	105
中層耐火構造 (地上階数4~5階・片廊下型の住棟)	4,786	109
高層耐火構造 (地上階数6~8階)	4,602	105
高層耐火構造 (地上階数9~11階)	5,188	118
高層耐火構造 (地上階数12~)	5,562	126

○その4 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地区名	地 域
特別地区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地及び同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域及び同条第4項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県（特別地区に該当する地域を除く。）、茨城・栃木・群馬・山梨の4県（首都圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県（近畿圏整備法による都市開発区域に限る。）、滋賀・岐阜・三重の3県（中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）による都市整備区域及び都市開発区域に限る。）、京都・兵庫の1府1県（特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。）
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県（特別地区に該当する地域を除く。）、宮城県、栃木県（日光市及び塙谷郡栗山町に限る。）、群馬県（沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る）、山梨県、岐阜県（高山市・郡上郡、益田郡、揖斐郡藤橋村、特別地区に該当する地域を除く大野郡及び吉城郡に限る。）、滋賀県（坂田郡伊吹町、伊香郡木之本町、同西浅井町、高島郡マキノ町、同今津町及び同朽木村に限る。）、京都府（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、北桑田郡美山町、天田郡夜久野町、加佐郡、与謝郡、中郡、竹野郡及び熊野郡のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。）、兵庫県（豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡及び朝来郡和田山町に限る。）、鳥取県、島根県（浜田市、益田市、江津市及び邇摩郡を除く。）
奄美地区	鹿児島県（名瀬市及び大島郡に限る。）
一般地区	上記以外の地域（北海道及び沖縄県を除く。）

地域の区分	都道府県名
II	青森県、岩手県、秋田県
III	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県
IV	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
V	宮崎県、鹿児島県

(北海道)

地区名	地 域
特別地区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一般地区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対象要件	加算額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 3,081,000円	斜線
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向け住宅、老人同居向け住宅、多人数世帯向け住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合 ただし、改良住宅及び小集落改良住宅については、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する地域改善対策特定事業（別表第2において「地域改善対策特定事業」という。）により建設される住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合を含むものとする。	1戸当たり 3,242,000円	高齢者向け優良賃貸住宅
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合 ただし、コミュニティ住宅については、老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯の用に供するためにエレベーターを設ける場合を除き、5階建てに限る。	1件当たり 26,673,000円	従前居住者用賃貸住宅
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,161,000円	斜線
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身	1戸当たり 1,355,000円 1戸当たり 195,000円	高齢者向け優良賃貸住宅及び従前居住者用賃貸住宅

	障害者世帯向け住宅で、①以外のもの（コミュニティ住宅を除く。）		
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1戸当たり 2,665,000円	高齢者向け優良賃貸住宅及び従前居住者用賃貸住宅
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 1,848,000円	斜線
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,419,000円 ただし、本区分の加算を受け合併処理浄化槽を設ける場合にあっては、 2,251,000円	従前居住者用賃貸住宅
(9) 店舗等併設工事費	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり 1,355,000円	改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅
(10) ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,355,000円	改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び従前居住者用賃貸住宅
(11) 試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,355,000円	改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用賃貸住宅

(12) 作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1m ² 当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12m ² を限度とする）を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、買取特定公共賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用賃貸住宅																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>構造別</th><th>1m²当たり工事費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td><td>137,000円/m²</td></tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td><td>146,000円/m²</td></tr> <tr> <td>低層耐火構造</td><td>149,000円/m²</td></tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td><td>149,000円/m²</td></tr> <tr> <td>中層耐火構造</td><td>149,000円/m²</td></tr> <tr> <td>高層耐火構造</td><td>171,000円/m²</td></tr> </tbody> </table>	構造別	1m ² 当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	137,000円/m ²	木造2階建及び準耐火構造2階建	146,000円/m ²	低層耐火構造	149,000円/m ²	中層準耐火構造	149,000円/m ²	中層耐火構造	149,000円/m ²	高層耐火構造	171,000円/m ²			
構造別	1m ² 当たり工事費																		
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	137,000円/m ²																		
木造2階建及び準耐火構造2階建	146,000円/m ²																		
低層耐火構造	149,000円/m ²																		
中層準耐火構造	149,000円/m ²																		
中層耐火構造	149,000円/m ²																		
高層耐火構造	171,000円/m ²																		
(13) 耐久性向上工事費	木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこれと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあっては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあっては、13.5cm）以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあっては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。 ② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。	1戸当たり 1,848,000円 ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合には、1,848,000円に、その1戸当たり平均床面積に44m ² を加えたものを1戸当たり標準床面積に44m ² を加えたもので除した数値を乗じて得た額	コミュニティ住宅及び従前居住者用賃貸住宅																
(14) 21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱（平成10年12月11日付け建設省住備発第130号・建設省住街発第45号・建設省住市発第110号）に定める採択基準に適合する事業を行う場合	21世紀都市居住緊急促進事業補助金交付要綱（平成10年12月11日付け建設省住備発第130号・建設省住街発第45号・建設省住市発第110号）に定める採択基準に適合する事業を行う場合	1戸当たり 2,665,000円	改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅																
(15) スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり 2,665,000円	従前居住者用賃貸住宅																
(16) その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 2,665,000円																	

別表第3 開発充当率

(1) 開発充当率

取得の条件	開発充当率
1 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第6条の2の適用を受けて取得する場合	1.00
2 1m ² 当たり6,000円以下の価格で取得する場合	1.00
3 その他の場合 改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A₀%)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = 1/2(A_0 - A)$ (地域改善対策特定事業) $a = A_0 - A$ (地域改善対策特定事業以外) ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2) 基準容積率

地区区分 構造	特別 (特別豪雪地) 帶を除く 大都市	一般 奄 沖	特別 (特別豪雪地) 帶に限る 北海道 多雪寒冷
木造(平屋)	%	%	%
低層準耐火構造(平屋)	20	20	20
低層耐火構造(平屋)			
木造(2階)			
低層準耐火構造(2階)	35	35	30
低層耐火構造(2階)			
中層準耐火構造(3階)	55	55	55
中層耐火構造(3階)			
中層耐火構造(4・5階)	75	70	65
高層耐火構造	114	106	99

(注) 地区区分は、別表第1(その4)による地区区分である。

別表第4 用地取得費の地域区分

○その1 (大都市-I)

都道府県	市町名	都道府県	市町名
埼玉県	川越市, 川口市, 浦和市, 大宫市, 所沢市, 飯能市, 岩槻市, 春日部市, 狹山市, 上尾市, 与野市, 草加市, 越谷市, 蕨市, 戸田市, 入間市, 鳩ヶ谷市, 朝霞市, 志木市, 和光市, 新座市, 桶川市, 北本市, 八潮市, 富士見市, 上福岡市, 三郷市, 莲田市, 坂戸市, 大井町, 三芳町, 鶴ヶ島町, 吉川市	静岡県	平塚市, 鎌倉市, 藤沢市, 茅ヶ崎市, 逗子市, 相模原市, 厚木市, 大和市, 伊勢原市, 海老名市, 座間市, 綾瀬市, 葉山町, 大磯町
		愛知県	静岡市
		滋賀県	名古屋市, 長久手町
		京都府	大津市
		大阪府	京都市, 宇治市, 龜岡市, 城陽市, 向日市, 長岡京市, 八幡市, 大山崎町, 京田辺市, 木津町, 精華町
			大阪市, 堺市, 岸和田市, 豊中市, 池田市, 吹田市, 泉大津市, 高槻市, 貝塚市, 守口市, 枚方市, 茨木市, 八尾市, 泉佐野市, 富田林市, 寝屋川市, 松原市, 大東市, 和泉市, 笠面市, 柏原市, 羽曳野市, 門真市, 摂津市, 高石市, 藤井寺市, 東大阪市, 泉南市, 四条畷市, 交野市, 大阪狭山市
		兵庫県	神戸市, 尼崎市, 明石市, 西宮市, 芦屋市, 伊丹市, 宝塚市, 川西市, 三田市
		奈良県	奈良市, 生駒市
		広島県	広島市, 府中町
		沖縄県	那霸市

○その2 (大都市-II)

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市, 牛久市, 藤代町
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市, 高崎市
埼玉県	熊谷市, 行田市, 加須市, 本庄市, 東松山市, 鴻巣市, 深谷市, 久喜市, 幸手市, 伊奈町, 吹上町, 毛呂山町, 越生町, 日高市, 滑川町, 嵐山町, 宮代町, 白岡町, 栗橋町, 驚宮町, 杉戸町, 庄和町
千葉県	木更津市, 野田市, 茂原市, 成田市, 東金市, 勝浦市, 市原市, 君津市, 袖ヶ浦市, 酒々井町, 富里町, 印西市, 大網白里町
東京都	あきる野市, 瑞穂町, 目出町
神奈川県	小田原市, 三浦市, 秦野市, 南足柄市, 寒川町, 二宮町, 松田町, 開成町, 愛川町, 城山町
新潟県	新潟市
石川県	輪島市, 金沢市
福井県	福井市
山梨県	甲府市, 大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐南町
静岡県	浜松市, 沼津市, 清水市, 熱海市, 三島市, 伊東市, 富士市, 御殿場市, 褐野市, 函南町, 清水町, 長泉町, 豊橋市, 岡崎市, 一宮市, 瀬戸市, 春日井市, 津島市, 碧南市, 刘谷
愛知県	

都道府県	市町名
	市, 豊田市, 安城市, 蒲郡市, 犬山市, 江南市, 小牧市, 稲沢市, 大府市, 知立市, 尾張旭市, 岩倉市, 豊明市, 東海市, 東郷町, 日進町, 西枇杷島町, 師勝町, 西春町, 清洲町, 新川町, 扶桑町, 廿日寺町, 大治町, 蟹江町, 南知多町
滋賀県	草津市, 守山市, 栗東町, 野洲町
京都府	久御山町, 園部町, 八木町
大阪府	河内長野市, 阪南市, 島本市, 忠岡町, 熊取町, 田尻町, 岬町, 美原町
兵庫県	姫路市, 洲本市, 加古川市, 龍野市, 高砂市, 播磨町, 津名町, 淡路町
奈良県	大和高田市, 大和郡山市, 天理市, 檜原市, 桜井市, 御所市, 平群町, 三郷町, 田原本町, 香芝市, 上牧町, 王寺町, 広陵町, 河合町
和歌山县	和歌山市, 海南市, 橋本市
岡山县	岡山市
広島県	吳市, 廿日市市, 海田町
山口県	徳山市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市, 須崎市
福岡県	福岡市, 北九州市, 大野城市
沖縄県	浦添市, 宜野湾市, 沖縄市, 与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額	
(1) 道路整備費	整備に要する額	
(2) 下排水工事費		
(3) 児童遊園整備費		
(4) 緑地整備費		
(5) 地区施設等用地取得造成費		
(6) 店舗, 作業場設置工事費	整備に要する額 ただし, 構造の別に応じて次の表に定める 1m ² 当たり工事費に店舗, 作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。	
(7) 管理事務所設置工事費		
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし, 26,673,000円/件を限度とする。	
(9) 子育て支援施設の設置工事費		
(10) 高齢者生活相談所設置工事費(シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし, 26,673,000円/件を限度とする。	
(11) 物置の設置工事費		
(12) 施設併存構造費及びピロティ一建設工事費	整備に要する額 ただし, 中層耐火構造 72,000円/m ² } を限度と 高層耐火構造 80,000円/m ² } する。	

(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、161,000円／m ² を限度とする。
(14) 防災関連施設整備費	整備に要する額
(15) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額
(16) 測量・調査・設計費	測量等に要する額
(17) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額
(18) その他建設大臣が必要と認める費用	必要と認める額

別表第6 附帯事務費の算出方法

○その1 公営住宅等

注1) この表は、公営住宅、特定目的借上公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、買取特定公共賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

注2) 附帯事務費は、第2から第8までの規定により算出した各費用の合計額に、この表「費用の区分ごとの費用の合計額」欄に掲げる区分に応じてそれぞれ「附帯事務費率」欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、災害に係る公営住宅又は共同施設については、附帯事務費の算出割合は2.8%とする。(北海道、沖縄以外の地域)

費用の区分ごとの費用の合計額 千円	附帯事務費の算出割合		
	都府県	市町村	%
0～ 105,000			4.30
105,001～ 208,000			4.10
208,001～ 327,000			3.90
327,001～ 493,000			3.70
493,001～ 688,000			3.50
688,001～ 952,000			3.30
952,001～ 1,670,000			3.10
1,670,001～ 2,080,000			2.90
2,080,001～ 3,040,000			2.70
3,040,001～ 4,170,000			2.50
4,170,001～ 6,540,000			2.30
6,540,001～ 11,400,000			2.10
11,400,001～ 30,800,000			1.90
30,800,001～ 56,900,000			1.70
56,900,001～ 94,900,000			1.50
94,900,001～			1.30

(北海道)

費用の区分ごとの費用の合計額 千円	附帯事務費の算出割合		
	道	市町村	%
0～ 21,900			2.70
21,901～ 23,600			2.60
23,601～ 64,500			2.50
64,501～ 71,300	2.60		2.40
71,301～ 180,000			2.30
180,001～ 197,000			2.20
197,001～			2.10

(沖縄)

費用の区分ごとの費用の合計額 千円	附帯事務費の算出割合		
	県	市町村	%
0～ 66,600		3.70	
66,601～ 73,500		3.50	
73,501～ 111,000		3.30	
111,001～ 123,000		3.10	
123,001～ 222,000		3.00	
222,001～ 251,000		2.90	
251,001～ 451,000	2.60	2.70	
451,001～ 520,000		2.50	
520,001～ 1,140,000		2.40	
1,140,001～ 1,330,000		2.20	
1,330,001～ 2,610,000		2.10	
2,610,001～ 3,080,000		1.90	
3,080,001～		1.80	

○その2 住宅地区改良事業

- 注1) この表は、住宅地区改良事業、小集落地区等改良事業、小規模住宅地区等改良事業及び改良住宅等改善事業に適用する。
- 注2) 附帯事務費は、第2及び第9から第11までの規定により算出した各費用に、次により算出した附帯事務比率を乗じて得た額とする。

①附帯事務費率は、各地区別事業費総額を次の表の「事業費の区分」欄に掲げる区分に応じてそれぞれの率を乗じて得た額の合計額を地区別事業費総額で除した数値(パーセント表示とし、小数第3位以下は切り捨てる。)とする。

②次の表の「戸数」は、1施行者当たりの改良住宅、小集落改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅の建設戸数とする。

事業費の区分	戸 数	24	25	100	400
	以下	99	399	以上	
92,000千円までの部分	3.8(%)	3.1	2.4	1.9	
92,000千円を超え					
365,000千円までの部分	3.1	2.8	2.2	1.7	
365,000千円を超え					
928,000千円までの部分	2.9	2.6	2.1	1.6	
928,000千円を超える部分	2.7	2.4	2.0	1.5	

○その3 密集住宅市街地整備促進事業

注1) この表は、密集住宅市街地整備促進事業に適用する。

注2) 附帯事務費は、第2及び第9から第11までの規定により算出した各費用に、次により算出した附帯事務比率を乗じて得た額とする。

①附帯事務費率は、各地区別事業費総額を次の表の「事業費の区分」欄に掲げる区分に応じてそれぞれの率を乗じて得た額の合計額を地区別事業費総額で除した数値(パーセント表示とし、小数第3位以下は切り捨てる。)とする。

②次の表の「戸数」は、1施行者当たりのコミュニティ住宅の建設戸数とする。

事業費の区分	戸 数	24	25	100	400
	以下	99	399	399	以上
92,000千円までの部分	3.4(%)	2.9	2.4	1.9	
92,000千円を超え					
365,000千円までの部分	2.8	2.6	2.2	1.7	
365,000千円を超え					
928,000千円までの部分	2.6	2.4	2.1	1.6	
928,000千円を超える部分	2.4	2.2	2.0	1.5	

○その4 住宅市街地総合整備支援事業

注1) この表は、住宅市街地総合整備支援事業に適用する。

注2) 附帯事務費は、第2及び第9から第12までの規定により算出した各費用に、次の表に掲げる附帯事務比率を乗じて得た額とする。

附帯事務比率	2.2%
--------	------